

中央労基協 Report

令和7年6月

令和7年度 定時会員総会が開催されました

中央労働基準協会支部



三好支部長



定時会員総会会場

中央労働基準協会支部



白浜中央署長

令和7年5月15日（木）午後4時から、（公社）東基連 中央労働基準協会支部の定時会員総会が、九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階「真珠」において開催されました。

三好支部長、白浜中央署長の挨拶に続いて、支部規程第7条第3項により三好支部長が議長に就任し議事に入りました。

令和6年度事業報告、令和6年度収支決算報告、幹事選任、令和7年度事業計画、令和7年度収支予算、令和7年度当分の行事予定について事務局から説明があり、審議の結果いずれも満場一致で承認されました。（議案書の内容は当支部のホームページをご参照下さい。）

令和6年度事業報告・収支決算報告

講習事業では、「石綿建材調査者」受講資格でもある「石綿作業主任者技能講習」の受講者が、コロナ禍明け以降大幅に増加していたが、令和6年度に入り第2四半期以降徐々にピークアウトの傾向を示し、「石綿作業主任者技能講習」を中心に技能講習者は前年より大幅に減少した。今後は潜在ニーズの高い「化学物質管理者講習」「保護具着用管理責任者教育」受講について、PR、推進を図りたい。

また、令和7年6月より、企業に対して熱中症対策が罰則付きで義務化となることの周知と併せて、「熱中症予防管理者講習」の受講についても推進を図っていききたい。

今後においても、講習事業全体の内容の充実を図るとともに、ニーズに沿った各種セミナーを企画すること等により、会員事業場に対して講習会等に参加しやすい環境づくりに努めることとする。

会員の入退会状況については、令和5年度末の中央支部会員数は764件であったが、令和6年度末までの間に退会が22件、入会が16件あり、純減6件となり、758件となっている。このことから、会員の減少に歯止めを掛けるため、令和6年度は、新たに企業を立ち上げた事業場に対し、「スタートアップ企業を対象とする労務管理セミナー」を開催（2回）するなど積極的な広報を行った。

令和6年度の経常収益は1億4,501万円余、会費収入は微増となったものの、事業収入の講習会収入等は、技能講習受講者の激減により、前年比1,133万円余りの減収となった。経常費用は1億3,157万円余で、前年度より約162万円増加した。令和6年度末の正味財産額は2億8,363万円となり約848万円減額となった。

なお、長期修繕計画で更新工事の第一順位として数年繰越しとなっていたキュービクル更新に係る費用として、1,850万円の借入を行った。

発行所//公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人//古賀睦之 編集人//古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です。

幹事選任

令和 6 年度定時会員総会以降本日まで退任した支部幹事 3 名について、支部規程第 9 条第 1 項及び支部会則第 3 条に基づき、後任幹事として 3 名を選任しました。任期は支部規程第 9 条第 1 項に基づき、前任者の残任期間（令和 8 年度の定時会員総会の終結時まで）とするものである。

（総会終結後の臨時幹事会において、支部幹事の互選により選出された副支部長及び役員は 3 頁に掲載）

令和 7 年度事業計画・収支予算

事業推進に当たっては、基本方針（下記に掲載）に基づき積極的に取り組むこととする。

令和 7 年度予算については、6 年度の決算予測を踏まえ、経常収益 1 億 4,790 万円余り、経常費用 1 億 4,031 万円を計上した。

◇ 令和 7 年度事業計画基本方針 ◇

当支部は、東基連と組織統合した 9 支部とともに、本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進しているところである。

講習事業等では、技能講習の受講者が減少傾向にあることから、「化学物質管理者講習」「保護具着用管理責任者教育」を、スクアセメント対象物の取扱い事業場を中心に推進を図ることとしている。

令和 7 年度においても、東基連における中核支部としての役割を果たすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組むこととする。

I 基本方針について

- 1 東基連本部及び各支部間とはもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組む。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施する。
また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施する。
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレットを活用した広報を幅広く行う。
- 3 定時会員総会後の懇親会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努める。
- 4 会員の減少に歯止めをかけるため、本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心にして幅広く周知広報することとし、そのためホームページの更新に配慮し、事業者にとって有用な情報提供に努める。
また、新規会員確保のため、令和 6 年度から実施した事項、各種講習時に「入会案内文」を配布する。ホームページ「貸しホール」欄に会員価格が低廉である旨を強くアピールする。労働基準監督署等行政機関に「入会案内文」配架依頼する。スタートアップ企業を対象とした労務管理セミナー等を継続することとし積極的な広報を行う。
- 5 施設（事務所、ホール、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより事業活動の安定した財政基盤の確保に努める。

II 個別事業の概要

- 1 労働関係法令等に係る講習会等の実施
- 2 労使の意識啓発の取組
- 3 広報活動の取組
- 4 当支部内部に設置した委員会活性化の取組
- 5 施設賃貸、貸与事

等についての詳細は、当支部のホームページ掲載の議案書をご参照下さい。

令和6年度正味財産増減計算書	
令和6年4月1日から7年3月31日まで	
科 目	決算額（円）
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
経常収益計	145,014,050
経常費用計	131,575,089
当期経常増減額	13,438,961
2 経常外増減の部	
経常外収益計	1,455,000
経常外費用計	20,835,718
当期経常外増減額	-19,380,718
法人住民事業税	2,544,249
当期一般正味財産増減額	-8,486,006
一般正味財産期首残高	292,122,464
一般正味財産期末残高	283,636,458
正味財産期末残高	283,636,458

令和7年度収支予算書	
令和7年4月1日から8年3月31日まで	
科 目	予算額（円）
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
経常収益計	147,901,000
経常費用計	140,310,000
当期経常増減額	7,591,000
2 経常外増減の部	
経常外収益計	0
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
法人住民事業税	4,000,000
当期一般正味財産増減額	3,591,000
一般正味財産期首残高	0
一般正味財産期末残高	3,591,000
正味財産期末残高	3,591,000

（公社）東基連 中央労働基準協会支部 役員名簿

令和7年5月15日 敬称略 50音順

役 職	氏 名	所属等	役 職	氏 名	所属等
支部長	三好 忠満	日本製鉄(株)	幹 事	田中 和也	野村證券(株)
新) 副支部長	阿部 宗彦	(株)高島屋	幹 事	塚田 泰三	清水建設(株)
副支部長	茂山 正明	(株)日立製作所	幹 事	中田 仁志	共同印刷(株)
副支部長	上村 純子	(株)東京ドーム	幹 事	名和 徹	Meiji Seika ファルマ(株)
幹 事	天川 信一	東洋熱工業(株)	幹 事	眞鍋 裕人	エーザイ(株)
幹 事	菊池 秀明	(株)三越伊勢丹	幹 事	元持 弘二	(株)クボタ 東京本社
新) 幹 事	栗野 耕平	東レ(株)	幹 事	古賀 睦之	(公社)東基連 中央労働基準協会支部
新) 幹 事	小笹 貴之	明治安田生命保険相互会社	会計幹事	五味陽一郎	(株)イトワール海渡
幹 事	古知 朋子	(株)朝日新聞社 東京本社	会計幹事	昇高 慶	(株)三菱UFJ銀行
幹 事	武田 智成	花王(株)			

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和7年度 全国安全週間が実施されます！

準備月間：令和7年6月1日から6月30日

本週間：令和7年7月1日から7月7日

令和7年度 全国安全週間スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

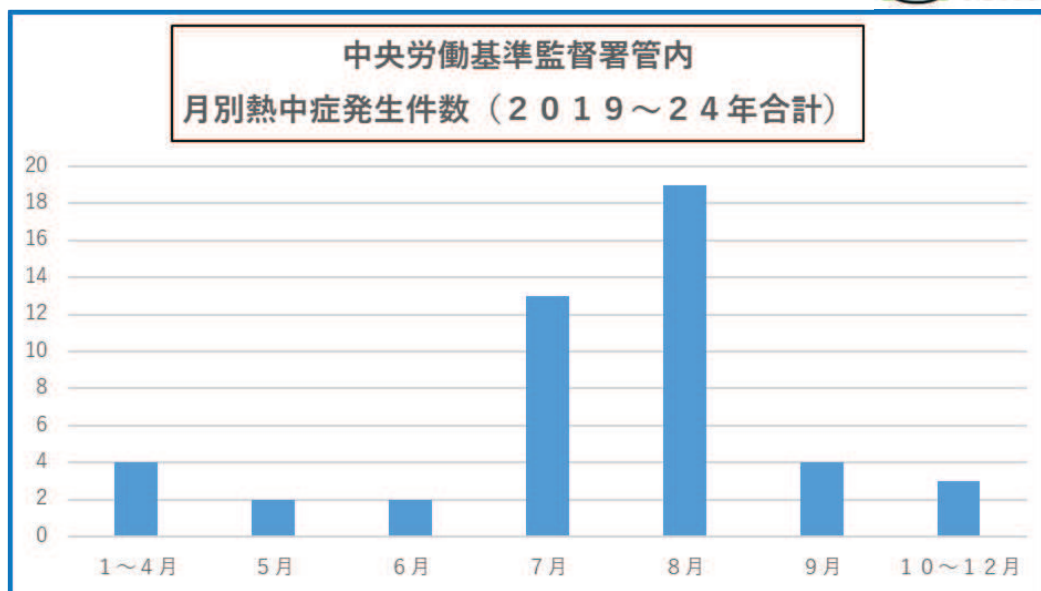
趣旨

今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場の安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

労使協調による労働災害防止対策の展開により、労働災害は長期的には減少しており、令和6年の東京労働局管内の労働災害については、死亡災害は前年12名減少の34名となりました。一方で、休業4日以上之死傷災害については、11,403名となり、平成9年以降で最も多くなっており、憂慮すべき事態と言えます。

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くために、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、引き続き労使一丸となった取り組みが求められます。

**★熱中症対策★熱中症の改正規則が施行
されました。次頁詳細をご確認ください！**



対象である「**WBGT28度以上**又は**気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上又は**1日4時間を超えて**実施が見込まれる
作業」について下記 ①および ②の措置が必要となります。

1

「熱中症の自覚症状がある作業者」

や

「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」

が、その旨を報告するための体制整備及び関係
作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、
ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡
などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握
するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡
先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中
症による重篤化を防止するために必要な措置の実
施手順の作成及び関係作業者への周知

改正育児・介護休業法のポイント

令和7年4月1日から、改正育児・介護休業法が段階的に施行されています。

① 男性の育児休業取得率等の公表（4/1 施行）

- ・これまで労働者数が1001人以上の企業に義務付けられていましたが、改正により対象が301人以上の企業に拡大されています。
- ・事業年度終了後おおむね3か月以内に公表することとされていますので、3月決算の場合は、6月末が公表期限の目安となっています。期限までに「両立支援のひろば」等で公表しましょう。

② 柔軟な働き方を実現するための措置（10/1 施行）

・3歳から小学校就学前の子を養育する労働者のために、以下の①～⑤の中から2つ以上を選択して就業規則等に規定することが義務化されます。措置を講じる際には、事前に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くこととされています。ニーズを踏まえて、事業所の実態に合った措置を規定し、10月以降希望する労働者が利用できるようにしましょう。

- ① 始業時刻等の変更（フレックスタイム制 or 時差出勤）
- ② テレワーク等（10日以上／月）
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 養育両立支援休暇の付与（10日以上／年）
- ⑤ 短時間勤務制度（1日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含む）

この他に、4月1日から、以下についても改正されています。
就業規則等の規定・修正や、従業員に周知出来ているか、ご確認ください！

- ☐ 介護に直面する前（40歳等）の労働者、介護に直面した旨の申出をした労働者に対し、介護休業・介護休業給付等の制度や申出先（例：人事部など）の情報提供等を行うことが義務化
- ☐ 子の看護休暇の対象者を、小学校3学年修了までの子を養育する労働者に拡大。また、取得事由について病気・けが、予防接種・健康診断に加え、感染症に伴う学級閉鎖等や入園（入学）式・卒園式を追加
- ☐ 子の看護休暇及び介護休暇について、労使協定で除外可能な労働者を「週の所定労働日数が2日以下の者」に限定 等

●東京労働局 HP（特設ページ） ▶▶

改正法解説動画、厚生労働省作成規定例、QA等を掲載しています。



【お問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課（育介法担当） 電話 03-3512-1611

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中でであっても申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名		補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4 / 5 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ		・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1 / 2 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 3 ページ		・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	
熱中症予防対策プラン → 詳細は 4 ページ		・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3 / 4 ・上限額 100万円（消費税を除く） → 詳細は 4 ページ	転倒防止	・ <u>労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
	腰痛予防	・ <u>労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	
IV コラボヘルスコース ・補助率 3 / 4 ・上限額 30万円（消費税を除く） → 詳細は 4～5 ページ		・ <u>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</u> （役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	

【注意事項】

- ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・複数コース併せての申請はできません。
- ・コースごとに予算額を定めています。
- ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

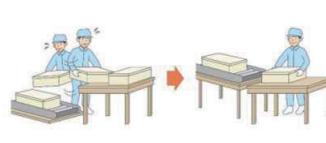
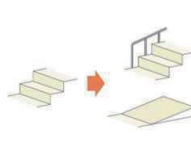
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

5 安全衛生教育

● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

エイジフレンドリー
補助金



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

(R6. 4)

～ 令和7年度 中央安全推進大会の開催について ～

スローガン 「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

- 1 日 時 令和7年6月27日（金）
午後1時30分～午後4時35分
- 2 場 所 文京シビックホール 小ホール
文京区春日1-16-21
- 3 内 容 ① 全国安全週間について
② 特別講演
- 4 その他 参加費用は無料です

※参加申込書はホームページからダウンロードできます。



中央労働基準協会支部 会員限定
応急手当普及員による
「AED使用方法と救命手順のポイント」“無料”講習会

AEDが必要になったとき、ためらっている時間はありません。
正しい知識を持ち、冷静に対応できる準備をしておきましょう！



アナタの職場の会議室で出張無料講習！
◎ 所要時間30～40分程度を予定（応相談）



事業所単位・部署単位等、社員研修の一コマに！
◎ 少人数でも対応可能です。日程調整等、お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先

（公社）東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部
講習課 TEL 03-3263-5060（平日9：00～17：00）
AED無料講習申込専用フォーム《会員限定》<https://customform.jp/form/input/211018>

AED無料講習申込専用フォーム



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>
<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

AEDで・・・アナタが救える命がある！

令和7年度講習カレンダー〔令和7年6月～令和7年12月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HP トップページ →



講習名		月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		17(火) 19(木)			2(火) 4(木)		5(水) 7(金)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習				26(火) 27(水)			11(火) 12(水)	
	石綿作業主任者技能講習		25(水) 26(木)		7(木) 8(金)		22(水) 23(木)		9(火) 10(水)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		3(火) 4(水)			8(月) 9(火)			11(木) 12(金)
	衛生推進者養成講習				5(火)			18(火)	
	安全管理者選任時研修			7(月) 8(火)			6(月) 7(火)		
	化学物質管理者講習 (取扱事業場向け 1日間)			4(金)			28(火)		
	保護具着用管理責任者教育		27(金)				29(水)		
	雇入れ時の安全衛生教育								
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】			15(火) 17(木)		10(水) 12(金)			
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】			15(火) 16(水)		10(水) 11(木)			
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】			17(木)		12(金)			
安全衛生講習 その他講習	熱中症予防管理者(指導員)研修		5(木) 24(火)	3(木)					
	総括安全衛生管理者講習						17(金)		
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習		11(水)						
	基礎講座	新規労務担当者向け講習							
		社会保険(健保・年金)基礎講座			28(木)				
		労働基準法等基礎講座		29(火)					
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]		11(金)					
		労災保険実務講座[応用編]			6(水)				
		労災保険実務講座[基本編+応用編] 【2回セット】★セット割引		★11(金)	★6(水)				
		社会保険実務講座[健康保険]					8(水)		
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]					21(火)		
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金] 【2回セット】★セット割引					★8(水) ★21(火)		
		労働基準法等実務講座【2回セット】						20(木) 27(木)	

★講座は【2回セット】で申し込みと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください】

2025/5/19現在